

令和5年度
予算要望書

令和4年11月

公明党神戸市会議員団

も く じ

令和5年度予算編成に対する要望	1
-----------------	---

重点要望(51項目)

防 災 ・ 危 機 管 理	4
行 財 政 改 革	4
経 済 ・ 産 業 ・ 観 光 ・ 港 湾	5
環 境 ・ エ ネ ル ギ ー	5
文 化 ・ ス ポ ー ツ ・ 市 民 生 活	6
福 祉 ・ 子 育 て ・ 教 育	6
ま ち づ ぐ り	8
交 通 ・ 上 下 水 道	10

各局別要望(336項目)

市 長 室	11
危 機 管 理 室	12
企 画 調 整 局	13
行 財 政 局	15
文 化 ス ポ ー ツ 局	17
福 祉 局	19
健 康 局	22
こ だ も 家 庭 局	24
環 境 局	27
経 済 観 光 局	29
建 設 局	33
都 市 局	36
建 築 住 宅 局	38
港 湾 局	40
消 防 局	42
水 道 局	44
交 通 局	46
教 育 委 員 会 事 務 局	49

令和4年11月

神戸市長 久元喜造 様

公明党神戸市会議員団

令和5年度予算編成に対する要望

— 能力主義の是正と桜梅桃梨 —

1 教育の無償化だけで社会の「分断」は回避できるか

昨年の予算要望前文では、「分断」の回避を述べました。

そしてこの「分断」を来たすものとして、経済のボーダレス化による中間所得階層の崩壊をあげました。これは経済先進国共通の問題状況です。

ただ、一国の社会における「分断」はこの外部要因だけではなく、「行き過ぎた『能力主義』」が人々の意識のなかに「分断」の要因を作っています。

すなわちハーバード大学のマイケル・サンデル教授が著書『運も実力のうち』で指摘するように、成功はその人の努力と能力の賜物であり、成功するに値する人であるという信念は人を傲慢にし、逆に失敗する人は努力と能力がなかった結果であり自己責任だとされて、本人もそれを認め卑屈になってしまう。

そしてそこに深い溝ができ「分断」が生じると言うのです。

しかし現実には、成功はその人自身の努力だけで収めうるものではなく、様々な人の支援と「運」によって得られたものです。そのことに気づけば、人は謙虚になり自分が受けた恩を他の人を支援することで返そうとし、互いの協力関係が生まれる。そのような思想と社会の仕組みが必要であるとしています。

さらにその「能力」とは何か。「能力」には本来様々なものがありますが、多くの場合社会で成功を収める「能力」の要因は学歴と考えられています。しかし、学歴偏重主義は「行き過ぎた能力主義」と結びついて、知識の習得に得手な能力を持つ人に富が集まり、それ以外の「能力」「才能」を過小評価して少ない収入に甘んじさせています。

サンデル教授が、教育の機会均等は必要としつつも、教育費の無償化だけでは社会の分断を回避できないとする所以です。学歴偏重主義がまかり通り続けるなら、教育費が無償化されても学業が不得手な人は浮かばれません。

2 桜梅桃李—多様性と多文化共生

日蓮大聖人が成仏という人々の究極の目標に対して、「桜梅桃李」すなわち人それぞれがそれぞれのままで成仏できると説いています。桃は梨にはなれないけど桃は梨にはないよさがある。それぞれがそれぞれの良さを持っていて、それを活かすことが大切であるというメッセージは人に希望を与え、社会により豊かな価値を生み出します。

この多様性を積極的に認めあっていくことが社会の「分断」を回避する重要な方途ではないでしょうか。

過日、本市を訪問されたシアトル市のハレル市長は「ワン・シアトル」を標ぼうされています（Get together to build One Seattle）。その意味を尋ねると、「富める人も貧しい人も、肌の黒い人も白い人も、みんな一緒になってともに生きるシアトルを作ろう」という意味だと答えが返ってきました。

神戸市の「Be Kobe」と同じだともおっしゃっていました。

まさに本市においてもアジアを中心に様々な国々から多くの人々がやってきています。日本の労働力不足が背景にあることは言うまでもありませんが、もはやこれらの人々との共生なくして、本市の社会経済活動は立ち行かなくなるものと思われまます。

かれらの受け入れ態勢の整備は焦眉の急であり、まさに多文化共生社会の構築は行政が主導的立場で対処すべき重要な課題です。

さらに性差、性認識における多様性の認識も、様々な人、文化を包摂していく大都市として存立する重要な要件であることはつとに指摘されている課題です。

3 市民社会の成熟を求めて

このような価値観の醸成は、教育はもとより行政のすべての分野における基本方針です。そして市民社会においてこそその啓発を進めるべき課題であり、そのためにも地域コミュニティの再生は重要課題です。

昨年にも申し上げたこのテーマに対しては実態調査を踏まえて、行政による関与、サポートをどのように進めるかの検討がなされているところですが、もっとも重要な点は「共助」をいかに復活強化するかです。

昨年も種々触れたことですので多くは申し上げませんが、「共助」の模範を示すのはやはり市政に携わるわれわれと市職員のみなさんであります。残念ながら官尊民卑に流されがちな組織風土は今もって存在していますが、一人一人の市民

が主役であり、一人一人の人権を最大限尊重し、ともに支え合う姿を市民に示して、市民とともに街づくりを進めることを求め、以下具体の要望を申し上げるものです。

重点要望（51項目 再掲2）

防災・危機管理

- (1) 地域の防災力を強化するために、市民や地域組織をはじめ、市内外の関係団体との情報収集・伝達・啓発の機能を充実させるとともに、あらゆる事象を想定したハザードマップの更新、デジタル防災行政無線の活用などを適宜行い、市民に防災等の情報を確実に伝えること。
- (2) VRの活用なども含め消防隊や救急隊の訓練・研修体制を充実させ、職員の人材育成を図るとともに、職員のメンタルヘルスケア対策を充実・強化すること。
- (3) ドローンの活用については、夜間運用も含め職員の研修、訓練を実施し、引き続き現場で効果的に活用すること。

行財政改革

- (1) より豊かで快適な市民生活の実現のため、スマートシティの取り組みを推進すること。また、ワンストップサービスの拡充などスマート自治体の実現にあたっては、個人情報保護のためのセキュリティ対策に万全を期すとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、行政事務の電子化を積極的に進め、庁内の人的資源の有効活用に努めること。
- (2) 許認可権や行政指導権限を有する行政の信頼の源泉である専門性や、多様化・複雑化する行政ニーズへの対応を可能とする課題解決力や説明能力等を有した職員を確保できるよう、職員採用や人事制度、人材育成のあり方について一層の工夫を講じること。また、「ことなかれ主義」を排除し、公正な職務遂行に資する人事評価や人材配置のあり方について抜本的に検討するとともに、働き方改革の推進により「明るく、風通しのよい、働き甲斐のある職場」の実現に努めること。
- (3) 市民サービスの向上を図るため、区役所における各種申請・届出等については、電子申請（窓口での複数申請等の一括入力を含む）・郵送申請・脱ハンコの拡大、「おくやみコーナー」等における申請・届出業務のワンストップ化の強化に取り組むこと。

経済・産業・観光・港湾

- (1) 企業誘致や中小企業の活性化を通じて、市民の雇用の場の確保に取り組むこと。特に、若年者と中小企業との間の雇用のミスマッチ解消に向けた取り組みを強化するとともに、女性・高齢者の就業促進を積極的に推進すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症や原油・原材料価格の高騰の影響を受ける中小企業等の事業継続を下支え、影響を最小限に抑えるため、業種・業態に応じた支援策の充実・強化を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策として、観光の需要の回復状況を踏まえた上で、めぐまれた自然や夜景、豊かな食文化、上質なものづくり、アクセスの多様性などを活用した近場観光や滞在型観光など、需要喚起策について充実・強化を図ること。
- (4) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け神戸港においても、係船時の陸上電力供給施設や荷役機械への燃料電池等の導入、水素をはじめとした次世代エネルギーの利活用などカーボンニュートラルポートの形成を着実に推進し、神戸港のブランド向上に取り組むこと。
- (5) 都心ウォーターフロントの再開発については、ハーバーランドからメリケンパークにかけての中突堤周辺地区や新港突堤などの集客・観光拠点を有機的につなぎ、回遊性を高める仕掛けや市街地からの動線の整備、景観形成について関係局と連携し、実現に向けた動きを加速させること。また、新港第2突堤で整備予定の神戸アリーナを核としたウォーターフロントの賑わいづくりを創出すること。

環境・エネルギー

- (1) 地球環境保護のため、プラスチックごみの削減、適正な回収に取り組むこと。
- (2) 食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、食品ロスの実態を把握し、市民・事業者と連携した減量・資源化の仕組みづくりや広報啓発に積極的に取り組むこと。また、食支援を必要とするフードバンク活動に取り組む事業者への支援を強化すること。
- (3) クリーンステーションの配置については、地域に任せるだけでは解決できないことが多いため、行政が主体となって問題の解決に努めること。

- (4) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け神戸港においても、係船時の陸上電力供給施設や荷役機械への燃料電池等の導入、水素をはじめとした次世代エネルギーの利活用などカーボンニュートラルポートの形成を着実に推進し、神戸港のブランド向上に取り組むこと。(再掲)

文化・スポーツ・市民生活

- (1) 様々な分野で外国人労働力に対するニーズが高まり、政府も「特定技能制度」に収れんする方向性のもと、外国人の在留許可、日本語学習、各種技能の教育及び生活相談機能等を含めた官民協力による外国人材受け入れ体制の整備を図ること。
- (2) SDGsの目標であるジェンダー平等、女性活躍を推進し、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて一層の取り組みを進めるとともに、市内の事業者に対しての啓発活動を推進すること。
- (3) 史跡五色塚古墳の整備にあたっては、市内の文化財や博物館所蔵の国宝桜が丘銅鐸等も活用しながら、古代からの神戸の魅力を広く内外にPRし、回遊性を持って楽しめるように取り組むこと。
- (4) 整備が計画されている垂水、三宮、北図書館については、より豊かな市民生活実現のため、ニーズの多様化に対応した施設とするとともに、魅力あるサービスの提供等、更なる魅力の向上に取り組むこと。

福祉・子育て・教育

- (1) こども・若者ケアラーの実態をよく把握したうえで、児童・障がい・高齢者等の福祉関係機関や学校現場と連携し、ヘルパー派遣など適切な支援を行うこと。
- (2) KOBESニア元気ポイントについては、制度の一層の周知と併せてボランティアの活動内容や活動場所等を拡充し、より多くの高齢者が制度に参加できるよう努めること。
- (3) 障がい者相談支援体制の拡充を進めるため、補助制度の見直しなど相談支援専門員不足の解消に努めること。
- (4) パートナシップ宣誓制度の導入等、性の多様化に配慮した取り組みを推進すること。

- (5) 新型コロナウイルス感染症をはじめ、各種感染症への対策を強化するとともに、国へ財政支援を強く求めること。また下記5点に取り組むこと。
- ①次の波に備え、感染拡大防止対策・医療提供体制の確保を図ること。
 - ②新型コロナ後遺症の治療の早期確立・必要な財政支援等、対策を早急に講じるよう、国に要望すること。
 - ③新型コロナウイルスの治療薬については、国産治験薬も含め、安定的確保と適切な供給を国に要望すること。
 - ④保健師の確保と育成を図ること。
 - ⑤看護師の確保に努めること。
- (6) 予防接種費用助成の制度拡充や予防接種の啓発を一層図ること。
特に、令和4年度より積極的勧奨が再開されたHPVワクチンの啓発を強化するとともに、子宮頸がん検診の勧奨や受診環境整備にも努め、子宮頸がん対策をより一層強化すること。
- (7) がん対策条例に基づいて、以下の4点を推進すること。
- ①がん検診の受診率向上。
 - ②ピアサポートの導入。
 - ③学校でのがん教育。
 - ④がん患者の就労に関する啓発、治療と就労の両立についての相談体制の整備。
- (8) 保育人材の確保・定着のため、更なる処遇改善を図ること。
- (9) 学童保育については、過密解消に努めること。
- (10) 児童虐待防止対策については、虐待防止ネットワークを充実するとともに、体制強化を図り、未然防止を図ること。
- (11) 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、また発達障がいなどの判定業務の迅速化のため、計画的に専門人材の確保と増員を行うよう検討すること。
- (12) コロナ禍の影響の中、子どものさまざまな心のケア対策のために、人権教育の推進やスクールカウンセラー制度の拡充などを進めること。あわせて、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めること。
- (13) 正規教員の採用抑制が続き教員の欠員が生じていることから、退職者数にみあう正規教員の採用を行うこと。

- (14) 臨時的任用教員の確保が困難になる中、採用試験において一次試験の免除措置などを講じることで、臨時的任用教員の確保に努めること。
- (15) 教職員の多忙化対策について、さらに教員の雑務の軽減を図り、学校の職員全体が一丸となって教育活動に取り組む体制づくりを進めること。特にスクールサポータースタッフの配置拡充など、実効性ある多忙化対策に取り組むこと。
- (16) 学校施設における空調設備及び感染症対策として効果が認められた加湿器を全教室へ整備、老朽校舎の早期建替え及び補修を推進すること。
- (17) G I G Aスクール構想の更なる推進、1人1台端末の更なる活用により、児童生徒の学びの充実を図るため、好事例や教材の学校への共有、効果的な活動が進んでいない学校への支援、教員への研修などの取り組みを進めること。
- (18) 不登校について、青少年育成センターと総合教育センターの相談窓口の一元化も含め、相談・支援体制の再構築を行うこと。

まちづくり

- (1) 公園について
 - ①防災機能の拡充、防犯上の配慮を行うとともに、バリアフリー化も含めた安全で市民に親しまれる公園の整備に更に努めること。
 - ②トイレについては、「公園トイレチェンジアクション」に基づきバリアフリー化、洋式化等に積極的に取り組むこと。
 - ③公園の実態把握をするとともに、管理のあり方も含めて、地域の実情に応じた公園の配置や統廃合に取り組むこと。
- (2) 道路事業について
 - ①道路整備の推進にあたっては、安全性を考慮し、ユニバーサルデザインの考えに基づいてバリアフリーなど、交通弱者へも配慮した事業化を図ること。特に、歩道整備にあたっては、小さな段差や波うち、根上がりなどにも留意して進めること。
 - ②通学路の路側帯のグリーン舗装について、整備方針や基準を速やかに策定し建設局が主体となって推進すること。
 - ③道路上及び市営駐車場の不法占有物の撤去については、徹底した取り組みを行うこと。
 - ④主要道路網の早期整備を目指すとともに、生活道路についても補修改善に努めること。

- ⑤道路の利用規制緩和に伴い、街のにぎわいや活性化に資する道路の利活用を積極的に推進すること。
 - ⑥兵庫区平野交差点から、北区水呑交差点までの区間の渋滞解消のために、交差点改良などの具体化を検討するとともに、大雨などの災害時に備えた防災対策や交通事故時の対策などを早急を実施すること。
 - ⑦北区皆森交差点から谷上までの区間の道路拡幅工事を着実に実施するとともに、阪神高速北神戸線や新神戸トンネル並びに山麓バイパスなど既存の有料道路を活かした有馬街道全体での交通量の分散策を検討すること。
 - ⑧神戸港・神戸空港へのヒト・モノの流れを強化するとともに、神戸市周辺の広域な道路ネットワークを充実させるために、新神戸トンネル南伸部の具体化に向けた取り組みを進めること。
- (3) 街路樹については、地域住民の意見をふまえつつ撤去についても積極的に取り組むことはもとより、市民にとってより良い街路樹になるよう努めること。
- (4) 三宮周辺地区の再整備にあたっては、神戸のまちの活性化のため、アフターコロナ社会を見据え、着実に整備を進めること。
- (5) オールドタウン対策については、こうべ未来都市機構や住民と連携し、地域の特性を十分に踏まえた持続的で安定的なまちづくりに向けた具体的な取り組みを積極的に進めること。今後も特に西神中央駅周辺や須磨パティオ駅前広場の活性化につながる賑わいづくりの場となるよう努めること。
- (6) ポートアイランド並びに六甲アイランドの活性化については、大阪湾岸道路整備に伴う価値向上の観点を踏まえ、市民、関係局と一体となった検討を進め、再整備のコンセプトを明確にして促進を図ること。
- (7) 市営住宅マネジメント計画について、少子・高齢化等に配慮するとともに、住民の意向を十分に考慮し、事業推進すること。
- (8) 空き家対策については、防火・防犯・防災やまちづくりの観点から、予防をはじめ速やかな措置、さらには跡地の活用といった一連の有効な施策を関係部局と連携して講じること。
- (9) 雑草・雑木が放置され周辺環境に悪影響を与えている空き地について、より実効的な施策を庁内横断的に検討すること。
- (10) 都心ウォーターフロントの再開発については、ハーバーランドからメリケンパークにかけての中突堤周辺地区や新港突堤などの集客・観光拠点

を有機的につなぎ、回遊性を高める仕掛けや市街地からの動線の整備、景観形成について関係局と連携し、実現に向けた動きを加速させること。また、新港第2突堤で整備予定の神戸アリーナを核としたウォーターフロントの賑わいづくりを創出すること。（再掲）

交通・上下水道

- (1) 経営計画 2025 に基づいて、今後も安定的に「市民の足」を確保するため、歳入歳出の現状を踏まえ、更なる経営改善に努めること。特に、自動車事業については、累積資金不足額の縮減に向けて最大限の取り組みを行うこと。
- (2) 平成 31 年 4 月に起きた市バス重大事故を踏まえ、二度とこのような事故を起こすことのないよう、車外はもちろん車内の事故防止と共に安全対策に万全を期すこと。
- (3) 高齢化社会の急速な進展等から、今後多様なニーズの増大が予測される市バス路線については、データに基づいた移動需要に応じてバス網を構築すること。
- (4) 人口減少や節水機器の普及に伴う給水収益の減少や、物価高による工事費や動力費の増大など、今後も厳しい経営環境が見込まれるが、現行水道料金水準を維持するため、DX の積極的な活用により市民サービスを低下させることなく業務の効率化を進めるとともに、投資の最適化や民間活力の導入など一層の経費削減に努めること。
- (5) 広報活動拠点であった「水の科学博物館」の閉館に伴い水道に対する市民の関心を高めるため、あらゆる広報媒体を活用するとともに、子供達が水道事業を学べる機会を確保するなど、より一層の創意工夫に努めること。

各局別要望（336項目 再掲4）

市長室

- (1) 海外諸都市との交流を本市経済社会発展の突破口とすべく、親善友好に留まることなく、都市間の経済交流・協力を重点を置いた取り組みを行うべく関係部局と密接な連携のもと、国際交流の強化を図ること。

重点項目

- (2) 様々な分野で外国人労働力に対するニーズが高まり、政府も「特定技能制度」に収れんする方向性のもと、外国人の在留許可、日本語学習、各種技能の教育及び生活相談機能等を含めた官民協力による外国人材受け入れ体制の整備を図ること。
- (3) 外国人居住の有力な誘引たる外国人学校の充実を図るため支援策の拡充に引き続き努力すること。
- (4) 国際交流の重要な人材である外国人留学生に対し、奨学金はもとより、留学生を活かせる機会の創出に努めるなど、様々な事業を通じて更なる留学生支援に取り組むこと。
- (5) 広報については、全庁的に広報の目的を明確にし、その対象、表現方法、媒体について、鋭意検討し、情報の受け手にとって、より利用しやすいものとなるように取り組むこと。
- (6) 広聴については、多様な媒体を活用して市民へのアンケート調査を実施するなど、幅広い世代から意見を集め、施策への反映につなげていくこと。
- (7) 災害時の情報発信については、危機管理室と連携を密にし、SNSも含めた様々なメディアを活用して、より効果的に発信できるよう検討すること。
- (8) アジア、アフリカの経済成長をふまえ、交流機能の強化及び外国人市民の経済活動や生活の支援策の充実を図ること。
- (9) いわゆる「ニューカマー」が安心して学び、働き、暮らすことのできる国際都市たるべく、外国人コミュニティの活動支援を強化すること。

危機管理室

- (1) 昨今の暴力団抗争の激化により、市民生活の安心が脅かされていることから、県警等との連携のもと市民生活の安全確保に取り組むこと。
- (2) 安全・安心なまちづくりを強力に推進するため、危機管理室の体制強化を図ること。また、地域防犯活動の支援として防犯カメラの設置だけでなく、更新時の助成を推進すること。
- (3) 地域における痴漢や恐喝、窃盗被害が頻繁に発生する状況に鑑み、街の暗がり無くす街灯整備はもとより、県警や地域団体との連携を図り、非行防止と防犯体制の強化に努めること。(こども家庭局、建設局関連)

重点項目

- (4) 地域の防災力を強化するために、市民や地域組織をはじめ、市内外の関係団体との情報収集・伝達・啓発の機能を充実させるとともに、あらゆる事象を想定したハザードマップの更新、デジタル防災行政無線の活用などを適宜行い、市民に防災等の情報を確実に伝えること。(建設局関連)
- (5) 災害時の要配慮者対策については、認知症高齢者を含め要配慮者の避難支援に取り組む地域を増やすこと。(福祉局関連)
- (6) 避難所における着替えや授乳スペースの確保、乳幼児用液体ミルクの備蓄など、女性の視点を活かした防災対策に取り組むこと。(経済観光局関連)
- (7) 基幹福祉避難所の整備ならびに、福祉避難所及び緊急避難場所の整備と運営マニュアルの策定を推進すること。(福祉局関連)
- (8) 多発し激甚化する自然災害に備えるため、地域防災計画を見直し夜間における大規模災害時の対応や、二次災害、複合災害に対する具体的な行動計画を立てるとともに、市民が安心して避難できるよう、区役所等と連携し、より一層防災体制の整備に努めること。(行財政局関連)
- (9) 交通事故から子ども達や高齢者の身を守るため、総合的な交通安全対策を積極的に実施するよう促すこと。(福祉局、建設局、教育委員会事務局関連)

企画調整局

- (1) 「神戸2025ビジョン」の推進にあたっては、SDGsの追求、AIの進展、外国人市民の増加、女性活躍推進などによる市民意識、社会の変化を、十分踏まえ、教育、芸術文化、医療、福祉、住宅、自然環境などの質の向上に努めること。
- (2) 「富岳」の開発にともないAI（人工知能）の研究、人材育成、産業展開を企図した施策の検討を行うこと。

重要項目

- (3) より豊かで快適な市民生活の実現のため、スマートシティの取り組みを推進すること。また、ワンストップサービスの拡充などスマート自治体の実現にあたっては、個人情報保護のためのセキュリティ対策に万全を期すとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、行政事務の電子化を積極的に進め、市内の人的資源の有効活用を努めること。
- (4) マイナンバーカードと運転免許証の一体化、スマホへのマイナンバーカード機能の搭載が検討されている等、マイナンバーカードの普及は国が掲げる行政のデジタル化推進の要となっており、市民の利便性向上のため、マイナンバーカードの普及・啓発を強力に推し進めること。
- (5) 医療産業都市については、神戸医療産業都市推進機構の研究機能を集約する次世代医療開発センターの整備にともない、医療機器や創薬の開発を一層促進するとともに、日本を代表するクラスターとして世界に向けた発信に努めること。
- (6) 社会経済の変化にともなう新たな行政ニーズに応えるため外郭団体の機能と職制の見直しを図ること。
- (7) 大学が集積する本市の特徴を生かした、本市独自の若者、女性、高齢者等に対するリカレント教育を、産官学が連携して推進すること。
- (8) 駅前を中心としたエリア開発に関しては、新たな住居・子育て関連施設・魅力的な商業施設などを配置し、若年層を中心とした人口増につながるよう整備を進めること。
- (9) 大阪湾岸道路西伸部など広域幹線道路網の整備に伴い、兵庫県下はもとより県内外との経済、文化、教育等の交流活性化と中心都市としての物流、人的交流、情報などの機能高度化を図ること。

- (10) 地下鉄海岸線沿線については、新たな産業、芸術文化、スポーツの立地空間として、新たな活性化計画の策定に取り組むこと。
- (11) 兵庫運河周辺地域の活性化について、兵庫津ミュージアム・初代県庁館を活用するなど、県とも連携して積極的に取り組むこと。
- (12) 従来の地域コミュニティが総合的・自律的な地域コミュニティに移行・発展できるよう具体的な取り組みを推進すること。なお、地域に対する助成制度の見直しを図る際には、公平性、公正性を担保できるよう、苦情処理や監査方法について検討すること。

重要項目

- (13) SDGs の目標であるジェンダー平等、女性活躍を推進し、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて一層の取り組みを進めるとともに、市内の事業者に対しての啓発活動を推進すること。
- (14) 「神戸ソーシャルキャンパス」、「神戸ソーシャルブリッジ」、「協働と参画のプラットフォーム」の3つの事業により構成された「KOB E 社会貢献プラットフォーム」の取り組みについては、多様な主体の参画により一層社会課題の解決を図ること。
- (15) 王子公園の再整備については、特に騒音に関して周辺の住環境を損なわないよう配慮すること。
- (16) 外大と高専の同一法人化については、教育プログラムなどシナジー効果を最大限活かすこと。

行財政局

- (1) 地方公会計制度にもとづいて、統一基準により作成される財政書類については、従来の決算書類と時期をあわせて作成・公表すること。その際には、事業別コスト計算書などの財政情報の充実を図るとともに、市有施設の維持・管理・更新などのマネジメントへの活用を図り、行政計画の精度・実効性の向上に努めること。また、行財政改革の成果である行政効果とその使途について、市民へ積極的な財政広報に努めること。
- (2) 経理契約については、引き続き、
 - ①公正・公開の原則に立ち、いささかも市民に疑惑を抱かせぬこと。
 - ②市内中小企業の育成を図る観点から、入札制度のなかで公共事業の受注機会が増大するよう更に工夫すること。なお下請企業の受注に関し、市内中小企業の受注率を大幅に引き上げるよう努めること。
 - ③労働環境の充実を図る観点から、最低制限価格制度の対象拡大など、入札制度の更なる改善について検討すること。
 - ④事業の質の確保を図るとともに、事業者が労働関係法令を順守するための措置について検討すること。
- (3) 指定管理者制度については、公営住宅、児童館など地域住民、コミュニティとの関係が深い施設について、これまでの運営実態を検証し、行政の関与のあり方の見直しを行うこと。

重点項目

- (4) 許認可権や行政指導権限を有する行政の信頼の源泉である専門性や、多様化・複雑化する行政ニーズへの対応を可能とする課題解決力や説明能力等を有した職員を確保できるよう、職員採用や人事制度、人材育成のあり方について一層の工夫を講じること。また、「ことなかれ主義」を排除し、公正な職務遂行に資する人事評価や人材配置のあり方について抜本的に検討するとともに、働き方改革の推進により「明るく、風通しのよい、働き甲斐のある職場」の実現に努めること。
- (5) 職員採用においては、更なる障がい者就労の促進に向け、積極的な取り組みに努めること。
- (6) 市民の生命を守り、社会資本の老朽化対策や防災・減災対策を計画的に行うため、「神戸市公共施設等総合管理計画」や「神戸市強靱化計画」等に基づき、国の財政支援メニューを活用しながら、公共施設以外のインフラ資産などを含めたファシリティマネジメントの推進に積極的に取り組むこと。

- (7) 市役所本庁舎・2号館再整備のあり方については、都心三宮の再整備の取り組みとも連携を図りながら、幅広く意見を吸い上げ、市民負担の最小化と事業効果の極大化を両立する取り組みとなるよう検討を進めること。(文化スポーツ局、都市局関連)
- (8) 行政を補完し政策目的を効率的に実現する手段として、有効かつ重要な機能を果たしている補助金について、効果の最適化を図ることができるよう「補助金見直しのガイドライン」に基づいて不断に補助金のあり方の改善に努めること。
- (9) 第一線の現場である区役所における防災対策について、防災担当部長を中心として、災害時における避難所開設・運営が円滑に進むよう、必要な体制確保を含めて有事の際の対応力強化を図ること。(危機管理室関連)

重点項目

- (10) 市民サービスの向上を図るため、区役所における各種申請・届出等については、電子申請(窓口での複数申請等の一括入力を含む)・郵送申請・脱ハンコの拡大、「おくやみコーナー」等における申請・届出業務のワンストップ化の強化に取り組むこと。
- (11) 住民自治のため地域団体の活動を維持・活性化に向けた人的・財政的支援を強化すること。

文化スポーツ局

- (1) 子どもたちから大人まで広く市民が芸術文化に触れる機会を拡大するとともに、文化芸術を支えるアートマネージャー等の人材育成の支援に努めること。また、神戸市文化芸術推進ビジョンの方向性を尊重し、文化施策の推進に取り組むこと。
- (2) まちなかでの発表の機会の創出など、アーティストや文化芸術関係者の支援を強力に進めるとともに、神戸ジャズ 100 年を記念した新たな取り組みにより、音楽のまちとしての魅力向上に努めること。
- (3) ワールドマスターズゲームズ 2021 関西が 2027 年に再延期となったが、引き続き、市民のスポーツの関心を高め、日常的にスポーツ・健康づくりに取り組める環境づくりに努めること。
- (4) 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会の開催に向け、体験型の交流事業などにより一層の機運醸成を図るとともに、全庁挙げて大会の準備を確実に進めインクルーシブ社会の実現に資する大会となるよう取り組むこと。
- (5) 自然の家については、学校園の利用減少が見込まれる中、飯ごう炊さん体験等、市民が気軽に野外活動を体験できるようあり方を検討するとともに、利用促進に努めること。
- (6) 体育館等のスポーツ施設については、市民の健康増進のためのプログラムの提供や、使いやすい施設となるよう更なる充実を図ること。
- (7) 市民特に高齢者の健康維持のため、プール等のスポーツ施設におけるシニア割引を適用し、高齢者が利用しやすい施設となるよう努めること。
- (8) ウォーターフロントの賑わいづくりに取り組むとともに、神戸アリーナを拠点としてプロバスケットボール B1 リーグ参入をめざすストークスを積極的に支援すること。

重点項目

- (9) 史跡五色塚古墳の整備にあたっては、市内の文化財や博物館所蔵の国宝桜が丘銅鐸等も活用しながら、古代からの神戸の魅力を広く内外に PR し、回遊性を持って楽しめるように取り組むこと。

重点項目

- (10) 整備が計画されている垂水、三宮、北図書館については、より豊かな市民生活実現のため、ニーズの多様化に対応した施設とするとともに、魅力あるサービスの提供等、更なる魅力の向上に取り組むこと。
- (11) 神戸ゆかりの文化人を通じて、子供から大人まで市民が、神戸に愛着や誇りを持てるよう、博物館や小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館、神戸文学館等を積極的に活用した取り組みを充実させること。

福祉局

重点項目

- (1) こども・若者ケアラーの実態をよく把握したうえで、児童・障がい・高齢者等の福祉関係機関や学校現場と連携し、ヘルパー派遣など適切な支援を行うこと。(こども家庭局・教育委員会事務局関連)
- (2) 災害時における要配慮者対策については、地域団体等に早急に計画策定作業を働きかけること。
- (3) 地域福祉センターなどの福祉避難所については、バリアフリーの視点で早急に整備を図ること。また、福祉避難所の在り方を全庁的に計画し対応を検討すること。(危機管理室、企画調整局関連)
- (4) 民間事業者も含めた市内の施設整備や管理運営において、障がい者・高齢者等の利用者目線に立ったバリアフリーが遂行されるよう、市が積極的な関与を行うこと。
- (5) 「鉄道駅バリアフリー料金制度」の導入も踏まえ、ホームドア設置を含めた鉄道駅舎のバリアフリー化について、鉄道事業者に強く働きかけること。
(交通局関連)
- (6) 特定検診・特定保健指導については、受診率の向上を図るため、普及啓発活動に努めるなど円滑な実施を図ること。

重点項目

- (7) K O B Eシニア元気ポイントについては、制度の一層の周知と併せてボランティアの活動内容や活動場所等を拡充し、より多くの高齢者が制度に参加できるように努めること。
- (8) 介護保険制度の総合事業については、多様化する高齢者のニーズに対応した効果的な事業展開に努めること。
- (9) 認知症の人にやさしいまちづくり条例の理念に基づき、神戸モデルをはじめとした認知症対策の更なる充実に努めること。
- (10) 高齢者の補聴器購入助成の導入に向けた具体的な検討を行うこと。
- (11) 高齢者・障がい者の虐待問題については、早期発見・早期対応に向け体制を強化すること。

- (12) 敬老優待・福祉乗車制度については、今後とも将来にわたって維持、継続できるように努めること。
- (13) タクシー利用助成の1回乗車あたりの利用枚数上限を撤廃するなど、障がい者の移動支援策の更なる拡充を図ること。
- (14) 後期高齢者医療制度及び障がい者総合支援制度については、高齢者や障がい者の負担増、サービスの低下などが生じないように、国に対して強く要望すること。

重点項目

- (15) 障がい者相談支援体制の拡充を進めるため、補助制度の見直しなど相談支援専門員不足の解消に努めること。
- (16) 障がい者のグループホームやショートステイの整備促進、就労系サービスの充実に努めること。特に、医療的ケアの必要な重度・重症心身障がい者ショートステイの整備を進めること。
- (17) 一般就労の推進や工賃アップのための施策の充実に努めること。
- (18) 手話通訳者等については、報酬改善を始めとして、育成策や配置策の拡充を図ること。
- (19) 発達障がい児・者の支援情報の電子化および一元化を図ること。(こども家庭局関連)
- (20) 視覚障がい者のロービジョンケアの拡充に努めること。
- (21) ヘルプマークの周知、啓発に努めること。(交通局関連)
- (22) 放課後等デイサービス・児童発達支援事業所と学校が連携を図ることで支援の必要な児童・生徒に一層適切なサービスが提供できるよう努めること。(こども家庭局、教育委員会事務局関連)
- (23) 生活困窮者自立支援法に基づく「就労訓練事業」について社会福祉法人等と連携を一層深め実施法人の開拓に努めること。

重点項目

- (24) パートナリシップ宣誓制度の導入等、性の多様化に配慮した取り組みを推進すること。

- (25) ひきこもり状態にある方やその家族等に対する相談機能など更なる支援体制の充実に取り組むこと。
- (26) 今後の様々な地域課題解決のため、より一層のきめ細やかな支援が必要であり、地域福祉ネットワークの存在が益々求められていることから、地域福祉ネットワークの人的強化とともに、総合的な支援体制の構築を図ること。

健康局

重点項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症をはじめ、各種感染症への対策を強化するとともに、国へ財政支援を強く求めること。また下記5点に取り組むこと。
- ① 次の波に備え、感染拡大防止対策・医療提供体制の確保を図ること。
 - ② 新型コロナ後遺症の治療の早期確立・必要な財政支援等、対策を早急に講じるよう、国に要望すること。
 - ③ 新型コロナウイルスの治療薬については、国産治験薬も含め、安定的確保と適切な供給を国に要望すること。
 - ④ 保健師の確保と育成を図ること。
 - ⑤ 看護師の確保に努めること。

重点項目

- (2) 予防接種費用助成の制度拡充や予防接種の啓発を一層図ること。
特に、令和4年度より積極的勧奨が再開されたHPVワクチンの啓発を強化するとともに、子宮頸がん検診の勧奨や受診環境整備にも努め、子宮頸がん対策をより一層強化すること。

重点項目

- (3) がん対策条例に基づいて、以下の4点を推進すること。
- ① がん検診の受診率向上。
 - ② ピアサポートの導入。
 - ③ 学校でのがん教育。
 - ④ がん患者の就労に関する啓発、治療と就労の両立についての相談体制の整備。
- (4) 自殺対策については、今後も総合的かつ効果的に推進するための取り組みを行うこと。特に、若者については、SNS等を活用した相談体制の充実に努めること。
- (5) 墓園の供給については、市民の多様なニーズに応えるよう努めること。
- (6) 難病患者については、障がい者同様の福祉施策の充実に国へ要望すること。
- (7) 女性専門外来については、女性医師及びスタッフの充実に努めるとともに、市内の医療機関との連携も深め、一層の患者サービスに努めること。

- (8) 市民病院群の医療サービスを充実するため、必要な医療機器の整備を図ること。
- (9) リハビリテーション医療については、個々の患者の必要性に応じた提供が可能となるよう、更に国へ強い要望をすること。
- (10) 肝炎患者に対する対策については、今後とも市としても地域医療機関の更なる周知徹底など鋭意取り組むこと。
- (11) 「神戸市人と猫との共生に関する条例」に基づき、
 - ①令和3年にオープンした「こうべ動物共生センター」において、譲渡事業の充実を図るとともに、アニマルセラピーなど、センターを生かした動物愛護事業への取り組みを行うこと。
 - ②野良猫繁殖制限事業を推進し、野良猫に起因する地域の生活環境の悪化を防ぐとともに、猫の殺処分をなくすこと。
 - ③市や飼い主の責務を遂行し、人と猫が共生する社会を実現すること。
- (12) 救急相談ダイヤル「#7119」の広報・啓発に努めること。
(消防局関連)
- (13) 臓器移植に係るドナーの増加を啓蒙するなど更なる施策の推進について、国に対して引き続き働きかけること。
- (14) 現在モデル実施している小学校におけるフッ化物塗布・洗口について、全市展開を検討すること。(教育委員会事務局関連)

こども家庭局

- (1) きめ細かな地域ごとの保育ニーズに対応し、待機児童ゼロを継続すること。
- (2) 小規模保育事業所の卒園児の受け皿となる連携施設を確保と、卒園児が希望する保育所に入所できる受け入れ枠を確保すること。
- (3) 保育ニーズの多様化に対応するため、一時保育、病児・病後児保育、休日保育、医療的ケア児保育などの特別保育を拡充すること。
- (4) 幼稚園、保育所、認定こども園においては、幼児教育の相談や育児情報の提供など、多様なニーズに対応した支援体制づくりに努めること。(健康局関連)

重点項目

- (5) 保育人材の確保・定着のため、更なる処遇改善を図ること。

重点項目

- (6) 学童保育については、過密解消に努めること。
- (7) 安定した学童保育事業を実現するため、学童保育支援員の更なる処遇改善を図ること。
- (8) 学童保育の利用料について、多子世帯に対して利用料の減免を行うこと。
- (9) 民設学童保育所の賃料助成費については、地域性を考慮した各区個別の賃料設定とするとともに、増額を図ること。
- (10) こども医療費助成事業については、無料化の拡大を図ること。
- (11) 妊娠・出産・育児期までの切れ目ない子育て支援の強化に取り組むこと。特に、産前・産後ケア事業思いがけない妊娠の相談窓口の周知を図ること。
- (12) 不妊治療については、自己負担を軽減する独自助成を創設すること。また、妊娠前のプレコンセプションケアの推進に取り組むこと。
- (13) 子育て情報の発信について、コミュニケーションの手段が多様化する中、現在のメールに加えてLINE等のSNSを活用した情報発信を行うこと。

- (14) 青少年健全育成については、
- ① レンタルショップの有害作品やインターネットの有害サイト等の規制を図るため、取締まり、指導強化を引き続き積極的に県に働きかけるとともに、地域と一体となって情報提供に努めること。
 - ② 薬害汚染に対し、関係機関と連携して更に施策の拡充を図ること。
 - ③ 青少年の居場所づくりについては、設備・内容・人員とも充実を図ること。
- (15) 若年者の就労・就業促進については、若者サポートステーションの支援と関係部局・機関との連携を一層強化すること。
- (16) こども家庭センターの発達検査、療育センターの初診受診までの待機時間の短縮に取り組むこと。
- (17) 発達障がい児の対応については、教育現場をはじめとする各種関連機関とのネットワーク化を図ることにより、相談窓口や療育の充実に取り組むこと。
(福祉局、教育委員会事務局関連)

重点項目

- (18) 児童虐待防止対策については、虐待防止ネットワークを充実するとともに、体制強化を図り、未然防止を図ること。

重点項目

- (19) 児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、また発達障がいなどの判定業務の迅速化のため、計画的に専門人材の確保と増員を行うよう検討すること。
- (20) 里親推進のための体制を強化し里親委託率の増加を図ること。
- (21) こども家庭センターにおいて、一時保護されている子ども達の学習支援強化のため、教育委員会と連携し、ICTの活用が進められるよう環境整備に努めること。(教育委員会事務局関連)
- (22) こどもの生活状況に関する実態調査の結果を分析し、貧困対策など必要な支援を実施すること。
- (23) 小学校区に一か所の子ども食堂拡大のための支援を積極的に行うとともに、フードドライブ等で集まった未利用食品を子ども食堂に配送するシステムをエリアごとに構築すること。(企画調整局、環境局関連)

- (24) DV被害当事者及び子どもに対する心身のケアと自立支援策の充実に努めるとともに、子ども・若者を含め幅広い市民に対する予防・啓発活動を更に推進すること。
- (25) 児童養護施設入所者の支援について
- ①退所後の働き口を確保するため、施設連盟と企業団体とのマッチングに努めること。
 - ②退所後の住まいとして市営住宅への入居を制度化すること。(建築住宅局関連)
 - ③退所後の孤立や意欲の低下を防ぐために再就職への枠組みを作ること。
- (26) 「女性のためのつながりサポート神戸」事業を継続し、強化に努めること。

重点項目

- (27) こども・若者ケアラーの実態をよく把握したうえで、児童・障がい・高齢者等の福祉関係機関や学校現場と連携し、ヘルパー派遣など適切な支援を行うこと。(福祉局・教育委員会事務局関連)(再掲)

環境局

- (1) 循環型社会の形成を図り、“環境貢献都市KOB E”の実現に向けた取り組みを推進すること。また、普及、啓発をなお一層努めること。
- (2) 「自然共生社会」実現に向け、「生物多様性神戸プラン」の着実な推進を図ること。
 - ① 地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの普及と更なる省エネルギーの推進や“こうべCO2バンク制度”の継続、ヒートアイランド対策などに積極的に取り組むこと。
 - ② 水素社会の実現に向けて、地元企業と連携し、水素エネルギーに係る新たな事業創出、更にその普及促進に努めること。
 - ③ 大気や河川・海域の水質、自動車騒音等について、市内全域での環境監視・環境調査に取り組み、公害のない安全・安心で快適な生活環境を創出すること。

重点項目

- (3) 地球環境保護のため、プラスチックごみの削減、適正な回収に取り組むこと。

重点項目

- (4) 食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、食品ロスの実態を把握し、市民・事業者と連携した減量・資源化の仕組みづくりや広報啓発に積極的に取り組むこと。また、食支援を必要とするフードバンク活動に取り組む事業者への支援を強化すること。
- (5) 使用済み小型家電の回収ボックスの増加や市民への積極的なPRに取り組み、レアメタルの回収を進めること。

重点項目

- (6) クリーンステーションの配置については、地域に任せるだけでは解決できないことが多いため、行政が主体となって問題の解決に努めること。
- (7) クリーンステーションにおけるカラス対策のため、地域と調整のうえで可能であれば補助制度も含めてボックス型のカラスネットの導入を進めること。
- (8) 社会変化に対応したごみ出しのあり方を検討し、実施すること。特に、外国人のごみ出しマナーについては、適切な排出方法の周知、啓発を工夫し一層努めること。

- (9) 適正処理が困難な廃棄物について、事業者責任における回収の拡充を国に強く求めること。
- (10) 産業・一般廃棄物等の不法投棄、不法焼却などについては、警察等との連携を深めるとともに覆面パトロールの巡回など監視を強化すること。併せて市民、事業者、特に、土地所有者の管理責任についての啓発活動を強化すること。
- (11) ポイ捨て禁止条例の取締りを強化し、その実効性を高めるとともに、重点区域の拡大、及び歩きたばこの禁止区域拡大についても取り組むこと。
- (12) 環境教育の充実のため、学校教育との連携、環境学習の拠点づくりや機会の提供、人材育成と協働の推進、環境情報の収集と発信に努めること。
- (13) 環境に配慮したサービスの利用や環境イベントの参加者に対してポイントを付与するスマホアプリ「イイことぐるぐる」を一層周知する等して、市民の環境にやさしい様々な行動（エコアクション）の取り組みを一層促進すること。
- (14) 家庭用小型発電機器の設置については、低周波音被害を未然に防ぎ、市民の暮らしを守るため、情報提供や注意喚起を図るなどの誠実な対応に努めること。
- (15) 令和2年10月に一部改正施行された「神戸市太陽光発電施設の適切な設置及び維持管理に関する条例」をふまえ、太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理を図るための取り組みを一層進めること。
- (16) 住宅用太陽光パネルが今後大量に使用期限を迎えることに備え、設置事業者に対し、利用者に適正処理を周知するよう強力に指導するとともに、利用者に破損パネルの扱いについてその安全確保を周知徹底すること。
- (17) 「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」を適切に運用し、土砂埋立事業に対する規制や監視を強化し、災害の未然防止を図るとともに、市民の生活環境を保全すること。
- (18) 旧港島クリーンセンターの解体にあたっては、事前の住民説明はもとより、ダイオキシンなど有害物質への安全対策及び、粉じんの発生、騒音、振動など環境影響の低減に努めること。

経済観光局

- (1) 中小企業に対しては、資金融資や新規事業展開、また新分野進出を推進するため、きめ細かい施策を一段と強化するとともに、より多くの企業が活用を検討できるよう幅広く周知に取り組むこと。
- (2) 神戸の地場産業が培ってきた「ものづくり技術」の継承に努めること。

重点項目

- (3) 企業誘致や中小企業の活性化を通じて、市民の雇用の場の確保に取り組むこと。特に、若年者と中小企業との間の雇用のミスマッチ解消に向けた取り組みを強化するとともに、女性・高齢者の就業促進を積極的に推進すること。
- (4) 小売市場、商店街の活性化については、地域ブランドづくりや人材育成等地域の特性を十分に踏まえた上で、特色づくりのための支援、助成に努めること。また、各々の課題や案件に対しては、地元寄り添い支援すること。
- (5) 商店街等としての機能が脆弱になっている地区においては、課題解決のための支援を行うとともに、賑わい確保に向けた再編促進に寄与する取り組みを行うこと。
- (6) 大規模小売店舗の立地にあたっては、地域の実情を考慮するとともに、地域経済との共生が図られるよう努めること。
- (7) 国際化が急速に進展するなかで、地元中小企業と外国企業とのビジネスマッチングを図るため、双方への情報提供、交流機会を強化するとともに、神戸市海外ビジネスセンターの一層の取り組みを図ること。
- (8) 若年層や中高年齢層の雇用創出にも結びつく起業家・ベンチャービジネスに対する支援策の充実を更に図ること。(企画調整局関連)
- (9) 「神戸らしい文化を振興する条例」の施行を受け、アパレルをはじめ、灘の酒や真珠、ケミカルシューズなど神戸のファッション産業・地場産業について情報発信や人材育成、販路開拓などの支援を強化し、ブランド力の向上に努めるとともに、神戸の上質で丁寧なものづくりの魅力や、歴史・文化に培われた地域の魅力を発信すること。
- (10) 「防災」、「環境・エネルギー」、「医療・福祉」、「情報通信」、「生活文化」、「航空・宇宙」等の成長分野への市内中小企業の参入を促進する仕組みづくりを進めること。

- (11) 中央卸売市場の活性化、特に市場への集荷増については、市場関係者の取り組みを積極的に支援するとともに、市場関係者の経営改善に努めること。
- (12) 希望と活力あふれる神戸農業の発展を図るため、新規就農者や認定農業者、集落営農組織、農業法人などの多様な担い手の育成を図り、地域雇用の確保について積極的に取り組むこと。
- (13) 6次産業化の推進のため、意欲ある農漁業者と企業等の連携体制の構築に取り組むこと。
- (14) 農村地域の活性化を進めるため、「人と自然の共生ゾーン」の理念に基づき、人的・財政的支援を行い、各世代の意見・要望をふまえた里づくり事業の推進を進めるとともに、農村地域への移住・定住の促進を図ること。
- (15) 生産者、消費者の農畜産物安全対策の意識向上を図るため、農畜産物の生産過程での農薬の適正な使用方法や農薬表示等の研修会の開催等への支援強化に努めること。
- (16) こうべ旬菜など特色ある農産品の生産を推進するとともに、消費者と生産者がともに結びついた地産地消への取り組みを積極的に進めること。
- (17) 有害鳥獣・特定外来生物による被害の撲滅に向け、
 - ① 猟友会員の担い手の育成および捕獲意欲の向上のために支援策の一層の充実を図ること。
 - ② ICT・IoTの利活用を一層推進すること。
 - ③ 侵入防止柵の設置について補助制度などの一層の充実を図ること。
- (18) 神戸空港の国際化をふまえ、新たな観光資源の創出や神戸ならではの文化的・歴史的な観光資源の発掘を行うとともに、積極的なプロモーションを展開すること。
- (19) 観光資源として、大きなポテンシャルを有している六甲山・摩耶山の活性化に向けて、規制緩和や賑わい創出等の取り組みを積極的に進めること。
- (20) マーケティングデレクターの知見を活用し、国内外観光客のニーズや動向の分析に基づいたプロモーションを展開して更なる誘致を図ること。また、観光案内板の充実によって、国内外からの観光客に対し、ホスピタリティー豊かな街づくりを進めること。

- (21) 地域の国際化・活性化の観点から大きな意義を持つコンベンションの取り組みを強化すること。また、神戸国際会議場及び国際展示場について、利用者のニーズに沿った施設整備に努めること。
- (22) 農道については、適正に管理するため、市道として建設局への移管を早急に進めること。(建設局関連)
- (23) 農業用水利施設(パイプライン)の改修について、今後、更新時期をむかえる中、補助制度が活用できるよう引き続き指導や助言を行い、円滑な施設の更新が推進されるように努めること。
- (24) 瀬戸内海の豊かな水産資源を守り育てるため、藻場や干潟の保全に積極的に取り組むこと。
- (25) 首都圏からのU I Jターン、氷河期世代の再就職、女性や若者の復職支援等、各種ターゲットに応じた戦略的な就労支援に取り組むこと。(企画調整局関連)
- (26) 自然災害の頻発化・激甚化に伴い、今後、災害対応への需要が一層増えることも予想されることから、補助制度の一層の普及啓発に努めること。
- (27) 小規模ため池でも決壊が多発する中、ため池の防災対策を廃止の促進も含めてハード・ソフト両面で進めること。
- (28) 須磨海浜公園及び須磨水族園の再整備においては、海岸エリアも含めた須磨地区全体の魅力向上に資するように取り組むこと。(建設局、港湾局関連)
- (29) 消費者問題については、的確な情報収集と迅速な対応に努め、市民に適切な情報を提供すること。

重点項目

- (30) 新型コロナウイルス感染症や原油・原材料価格の高騰の影響を受ける中小企業等の事業継続を下支え、影響を最小限に抑えるため、業種・業態に応じた支援策の充実・強化を図ること。

重点項目

- (31) 新型コロナウイルス感染症対策として、観光の需要の回復状況を踏まえた上で、めぐまれた自然や夜景、豊かな食文化、上質なものづくり、アクセスの多様性などを活用した近場観光や滞在型観光など、需要喚起策について充実・強化を図ること。

- (32) With コロナ、After コロナ時代を見据え、テレワークなど新たな働き方の導入による生産性向上、働き方改革の定着を図るため、事業転換に取り組む中小企業への支援やICT環境構築支援の充実・強化を図ること。
- (33) 神戸空港の国際化をふまえ、インバウンド効果をより高めるため夜型観光や夜間でも楽しめる文化・芸術施設の充実に努めること。

建設局

重点項目

(1) 公園について

- ①防災機能の拡充、防犯上の配慮を行うとともに、バリアフリー化も含めた安全で市民に親しまれる公園の整備に更に努めること。
- ②トイレについては、「公園トイレチェンジアクション」に基づきバリアフリー化、洋式化等に積極的に取り組むこと。
- ③公園の実態把握をするとともに、管理のあり方も含めて、地域の実情に応じた公園の配置や統廃合に取り組むこと。

(2) ヒートアイランド現象の緩和のための屋上緑化、壁面緑化の推進や透水性舗装の他、異常高温対策の総合的な施策に取り組むこと。

重点項目

(3) 道路事業について

- ①道路整備の推進にあたっては、安全性を考慮し、ユニバーサルデザインの考えに基づいてバリアフリーなど、交通弱者へも配慮した事業化を図ること。特に、歩道整備にあたっては、小さな段差や波うち、根上がりなどにも留意して進めること。
- ②通学路の路側帯のグリーン舗装について、整備方針や基準を速やかに策定し建設局が主体となって推進すること。
- ③道路上及び市営駐車場の不法占有物の撤去については、徹底した取り組みを行うこと。
- ④主要道路網の早期整備を目指すとともに、生活道路についても補修改善に努めること。
- ⑤道路の利用規制緩和に伴い、街のにぎわいや活性化に資する道路の利活用を積極的に推進すること。
- ⑥兵庫区平野交差点から、北区水呑交差点までの区間の渋滞解消のために、交差点改良などの具体化を検討するとともに、大雨などの災害時に備えた防災対策や交通事故時の対策などを早急を実施すること。
- ⑦北区皆森交差点から谷上までの区間の道路拡幅工事を着実に実施するとともに、阪神高速北神戸線や新神戸トンネル並びに山麓バイパスなど既存の有料道路を活かした有馬街道全体での交通量の分散策を検討すること。
- ⑧神戸港・神戸空港へのヒト・モノの流れを強化するとともに、神戸市周辺の広域な道路ネットワークを充実させるために、新神戸トンネル南伸部の具体化に向けた取り組みを進めること。

(4) 自転車専用レーン等の整備については、積極的に進めること。

- (5) 不法駐輪・駐車解消策を更に推進すること。
- (6) 自動二輪利用者のための駐車スペースの整備拡充を進めるとともに、分かりやすい広報を図ること。
- (7) 側溝の蓋がけについては、歩行者の通行の安全を最優先に取り組むこと。
- (8) 河川管理施設、及び老朽化した橋梁を安全、効率的に維持・補修をするため計画性を持って着実に実行すること。
- (9) 私道対策については、防災上や市民生活の向上の観点から鋭意その整備の促進に努めるとともに、公道化の推進支援を図ること。
- (10) 一般街路灯のLED化と同様に私道の街灯のLED化を推進すること。更に新たな設置に取り組み、明るい街を目指すこと。
- (11) 緊急輸送路及び市内の幹線道路について、調査を行い、道路陥没の未然防止に努めること。

重点項目

- (12) 街路樹については、地域住民の意見をふまえつつ撤去についても積極的に取り組むことはもとより、市民にとってより良い街路樹になるよう努めること。
- (13) 道路の雑草対策について、速やかに効果的な工法を確立させ全市的に計画的かつ段階的な展開を図ること。
- (14) 近年の豪雨災害による甚大な被害の未然防止のため、国・県との連携を更に深め、砂防事業・治山事業・急傾斜地崩壊対策事業の一層の推進を図ること。
- (15) レッドゾーンに指定された土地所有者や居住者に対して、国・県と連携を図りながら、ハード対策事業の推進や、指定区域に住まわれる方へのソフト面の支援制度の拡充など、支援の強化に努めるとともに、対象者にとって利用しやすい支援のあり方を検討すること。
- (16) 緊急輸送道路等における道路防災対策を一層推進すること。
- (17) 神戸市管理の河川、特に準用河川及び普通河川の防災対策については、国に要望するなど予算の確保に努めながら、一層の促進を図ること。

- (18) 民有宅地における防災上の危険箇所については、地域住民に周知徹底を図るとともに、私有財産への公的関与のあり方について、災害時・非常時の対応はもとより、平時からの予防対策を検討すること。
- (19) ライフライン強化のため、電線共同溝事業等の一層の促進を図ること。
- (20) 大阪湾岸道路西伸部の早期整備に向け、国に予算確保を強く働きかけること。また、海上部にかかる長大橋については、神戸を代表する新たな景観が創出されるよう事業者に働きかけること。更に、整備にあたっては沿線地域の活性化に資する取り組みを進めること。(港湾局関連)
- (21) 神戸西バイパスおよび国道 175 号線（神出バイパス）についても、早期整備を図るよう国に強く働きかけること。
- (22) 老朽化した汚水や雨水の管渠については、計画的な補修と改良に全力で取り組むこと。
- (23) 浸水対策については、近年の自然災害の状況を踏まえ、雨水幹線、ポンプ場等の整備に努めること。特に神戸駅周辺地区をはじめ、過去に浸水のあった地域や人口の集中している地区の浸水対策を早急に進めること。
- (24) 環境に優しい「こうべバイオガス」の有効利用など、下水道事業が有する資源や再生可能エネルギーの利用拡大を積極的に推進すること。
- (25) 下水道事業の更なる経営改善のために、下水処理場の民間委託を更に実施すること。
- (26) 北区生野高原住宅における下水道施設をはじめ、住宅環境整備等の相談、支援を強化すること。
- (27) ジャイアントパンダの王子動物園への誘致を実現するため、パンダ舎の改修等による飼育環境の改善を図るとともに、優秀な人材確保等による繁殖研究体制の強化など、ハード・ソフト両面にわたる体制の充実を図ること。
- (28) 垂水駅や神戸駅をはじめ多くの駅で取り組んでいる高質な駅前空間の再整備を着実に進めること。

都市局

重点項目

- (1) 三宮周辺地区の再整備にあたっては、神戸のまちの活性化のため、アフターコロナ社会を見据え、着実に整備を進めること。
- (2) 日常生活における交通環境について課題を抱える地域において、日々の暮らしを支える交通網の整備に向けた積極的支援を推進し、地域コミュニティ交通は市街地においても一層積極的に推進すること。
- (3) 存廃が懸念される神戸電鉄粟生線については、引き続き存続に向け、事業者・県・沿線市等との分担の下、必要な財政措置を講じること。
- (4) 神戸電鉄シーパスイオンについては、社会実験における利用者の要望を踏まえ、神戸電鉄と協議し本格実施につなげること。
- (5) 新長田南地区においては、縣市合同庁舎や神戸国際コミュニティセンターに加え、今後、県立総合衛生学院や西市民病院の移転、駅前広場の再整備などが計画されており、地域や県と連携を図り、民間活力も活用しながら周辺地域の一体の賑わいの創出につながる取り組みを推進すること。
- (6) 神戸電鉄鈴蘭台駅周辺まちづくりについては、周辺住民の生活改善につながるよう早期に事業を進めること。(企画調整局関連)

重点項目

- (7) オールドタウン対策については、こうべ未来都市機構や住民と連携し、地域の特性を十分に踏まえた持続的で安定的なまちづくりに向けた具体的な取り組みを積極的に進めること。今後も特に西神中央駅周辺や須磨パティオ駅前広場の活性化につながる賑わいづくりの場となるよう努めること。
- (8) 地下鉄海岸線沿線地区の市街地整備については、集客施設の誘致など積極的に推進し、地下鉄整備の効果を活かすこと。

重点項目

- (9) ポートアイランド並びに六甲アイランドの活性化については、大阪湾岸道路整備に伴う価値向上の観点を踏まえ、市民、関係局と一体となった検討を進め、再整備のコンセプトを明確にして促進を図ること。

- (10) 空港島・ポートアイランド2期等の産業用地の処分については、厳しい財政状況に鑑み、更に積極的なトップセールスを展開するとともに、まちのビジョンを明確にしながら、市民がまちの繁栄や活性化を実感できるような効果的な企業誘致を推進すること。
- (11) 老朽狭小な住宅が密集している地域については、地域住民及び関係団体との連携を図りながら、より効果的できめ細かな支援策を計画的に一層努力すること。
- (12) 阪神電鉄連続立体交差事業については、側道など周辺環境の整備を令和4年度までに完了するよう努めること。
- (13) 都市景観条例については、市民との協働で推進すること。特に、誘導基準については、十分な啓発、公開を図るとともに、適正な運用に努めること。
- (14) 新神戸駅の再整備については、駅前の渋滞の懸念を解消し、市民の利便性やメリットにつながるようしっかり配慮すること。
- (15) 未利用市有地については、暫定利用も含めて更に用地の有効活用に積極的に取り組むとともに、日常の維持管理においても価値的な管理に努めること。

建築住宅局

- (1) 市内の若年人口の誘導策及び子育て世帯の支援策として、住宅制度のより一層の充実を図ること。
- (2) セーフティネット住宅の登録拡大に取り組み、高齢者、障がい者や外国人など誰もが安心して入居出来る体制を整備すること。

重点項目

- (3) 市営住宅マネジメント計画について、少子・高齢化等に配慮するとともに、住民の意向を十分に考慮し、事業推進すること。
- (4) 市営住宅の空き家の活用に積極的に取り組むこと。(福祉局関連)
- (5) 市営住宅の建替え事業に伴う余剰地に福祉施設や利便施設の誘致を進めること。
- (6) 市営住宅の募集については、真に住宅に困窮する人が入居できる募集を実施するとともに、特目住宅の募集拡充に引き続き努めること。
- (7) 市営住宅の空き駐車場対策については、民間のノウハウを活かし、有効性ある活用を更に推進すること。
- (8) 市営住宅における高齢者、要援護者の生活実態を総点検し、適切な管理と生活支援を行う体制を構築すること。
- (9) 借上住宅については、きめ細かい丁寧な対応で、入居者の将来への不安解消に努め、個別の希望や事情に十分配慮した住み替え斡旋を行うこと。また、民間所有者による賃貸住宅経営への移行支援の充実を図ること。
- (10) 市営住宅の修繕費負担区分を見直し入居者の負担軽減を図ること。

重点項目

- (11) 空き家対策については、防火・防犯・防災やまちづくりの観点から、予防をはじめ速やかな措置、さらには跡地の活用といった一連の有効な施策を関係部局と連携して講じること。(福祉局、環境局、建設局、都市局、消防局、区役所関連)

重点項目

- (12) 雑草・雑木が放置され周辺環境に悪影響を与えている空き地について、より実効的な施策を庁内横断的に検討すること。（都市局関連）
- (13) 空き家・空き地問題について、発生を防止するための措置や流通促進及び転活用するためのより実効的な施策を庁内横断的に検討すること。
- (14) すまいの耐震化については、耐震改修促進計画をふまえ、より効果的な補助制度の拡充を図るとともに、市民に対して制度内容の普及啓発に一層取り組むこと。
- (15) 危険ブロック塀の撤去における補助については、引き続き広報、啓発に努めること。
- (16) 家具固定については、一定設置が出来ているが、年数経過する今後については、設置後のチェックを実施するにあたっての新たな補助制度を検討すること。
- (17) 公共建築物をはじめ公営住宅、民間住宅などにおいて、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの理念を踏まえた整備の促進を図ること。
- (18) 建築物の屋上・壁面の緑化等を推進するなど、ヒートアイランド対策や省エネルギー化の促進を図り、環境にやさしいまちづくりに努めること。
- (19) 児童養護施設を退所後の住まいとして市営住宅への入居を制度化すること。（こども家庭局関連）（再掲）

港湾局

- (1) 港湾の振興について、「国際コンテナ戦略港湾」政策の核となるハード・ソフト施策充実のため国予算の確保に全力を挙げるとともに、貨物集貨に積極的に取り組み、海外フィーダー網の充実、ハブ機能の強化を進めること。
- (2) 神戸港の更なる港勢の維持・拡大を図るため、成長著しいアジア地域からの貨物誘致に一層努めること。また、東南アジアと北米間の貨物における神戸港でのトランシップ機能の実現のため取り組むこと。
- (3) 2025年の大阪万博の開催や神戸空港のチャーター便の就航に伴い、クルーズ客船誘致については、みなとの賑わいの創出、外国人観光客による高い経済効果が期待できる外国客船の誘致を、観光部門と連携して積極的に取り組むこと。また、瀬戸内の観光資源を活用した誘致にもより一層努めること。(経済観光局関連)
- (4) 国際コンテナ戦略港湾や客船誘致の推進により、一層港勢拡大に取り組むとともに、神戸港の経済効果について検討を進め、市民に分かりやすく示すこと。また、みなとの賑わい継続に関係団体と連携し、取り組むこと。

重点項目

- (5) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け神戸港においても、係船時の陸上電力供給施設や荷役機械への燃料電池等の導入、水素をはじめとした次世代エネルギーの利活用などカーボンニュートラルポートの形成を着実に推進し、神戸港のブランド向上に取り組むこと。

重点項目

- (6) 都心ウォーターフロントの再開発については、ハーバーランドからメリケンパークにかけての中突堤周辺地区や新港突堤などの集客・観光拠点を有機的につなぎ、回遊性を高める仕掛けや市街地からの動線の整備、景観形成について関係局と連携し、実現に向けた動きを加速させること。また、新港第2突堤で整備予定の神戸アリーナを核としたウォーターフロントの賑わいづくりを創出すること。
- (7) 津波対策については、発生すれば甚大な被害をもたらすと言われる南海トラフ地震に伴う津波について、早急に対策を進めること。また、港湾施設の耐震強化も進めること。

(8) 神戸空港については、

- ① 3空港懇談会において合意された国内線発着枠の拡大、国際化に向け必要な施設の整備に着実に取り組むこと。
- ② 神戸空港島のグランドデザインを早期に策定し、将来の神戸経済の成長に資する投資を行うこと。
- ③ 国際化の道筋がついたこの時機を逃さず、外資系企業や医療産業関連企業の誘致に寄与するプライベートジェットの誘致の取り組みを強化すること。
- ④ 国際化や国際チャーター便の受け入れに向け、CIQの体制確保について関係機関に働きかけを行うこと。
- ⑤ 国や兵庫県をはじめとする関係機関と連携を取り、防災拠点としての運用に努めること。
- ⑥ 環境の保全・創造を基本とし、市民の憩いの場となる水際空間となるよう努めること。
- ⑦ 3空港一体運用のメリットを生かし、関西エアポートと連携のもと今後増加が見込まれる訪日外国人客のより一層取り込みを図ること。
(経済観光局関連)

(9) 兵庫運河周辺の活性化に資するため、運河を活用したまちづくりに取り組み、回遊性の向上など、市民に親しまれる整備を進めること。また、日本一の運河として関係機関と連携しPRに努めること。(企画調整局関連)

(10) 海事人材の確保・育成については、港湾関連産業が集積する神戸市にとって重要な課題であり、女性や子ども達に海事産業へ高い関心を持ってもらうような取り組みを推進すること。

消防局

- (1) 消防基本計画及び神戸消防アクションプラン 2025 に基づき、「安全・安心なまちづくり」の実現に向けてスピード感を持って取り組むこと。
- (2) 近年、地震や津波、土砂災害、高潮など自然災害が全国各地で多発していることから、どのような災害が発生しても、要配慮者を含めた市民が適切に行動できるように、地域住民の訓練支援を強化・充実させ、VRを活用した啓発を行うこと。(危機管理室・福祉局関連)
- (3) 南海トラフ地震による災害に備えるため、防災福祉コミュニティなど地域が一体となり、要配慮者対象の視点を踏まえたハザードマップや地域お助けガイド等の作成支援に早急に取り組むこと。(危機管理室・福祉局関連)
- (4) 防災福祉コミュニティの活性化を図り、市民安全推進条例の実効を期すとともに、学校教育において、効果的な防災教育を推進すること。(危機管理室、教育委員会事務局関連)
- (5) 消防団の装備及び消防団員の処遇・教育訓練の充実に努めるとともに、女性消防団員の増員を図り、地域防災力の強化に努めること。

重点項目

- (6) VRの活用なども含め消防隊や救急隊の訓練・研修体制を充実させ、職員の人材育成を図るとともに、職員のメンタルヘルスケア対策を充実・強化すること。
- (7) 市民の救命率を向上させるため、救急隊と医療機関におけるメディカルコントロール体制の充実、強化や救急隊員の知識、技術のレベルアップなどを引き続き進めること。
- (8) まちかど救急ステーションの設置を推進するとともに、市民がより活用しやすい環境を整備するために、コンビニエンスストアをはじめとする24時間利用施設等へのAED設置を進めること。更に、既存AEDを24時間利用できるように対策を検討すること。また心肺蘇生法を広く地域住民や児童生徒にも普及すること。
- (9) 救急医療情報シートの普及、促進に努めること。また、救急隊や病院に適切に情報が伝わるように、利用方法等について市民に啓発すること。
(福祉局関連)

- (10) 増加を続ける救急出動件数に鑑み、生命に関わる緊急性の高い患者の迅速な救急搬送体制を確保するため、救急安心センター（#7119）をはじめとした救急需要対策に継続して取り組むこと。（健康局関連）
- (11) 「ケアライン119」については、更なる普及促進に努めること。（福祉局関連）
- (12) 単身高齢者世帯への住宅用火災警報器の設置や維持管理について啓発を行うとともに、更に安全性を高めるために感震ブレーカー等の普及を検討するなど、火災による死亡事故防止のための取り組みを進めること。（福祉局関連）
- (13) 放火火災を防止するため、市民、事業者及び行政が一体となって、予防対策を展開するとともに、合同パトロールの実施など、ハード、ソフト両面にわたる施策を一層強化すること。
- (14) 防火水槽の設置、雨水、海水の利用など多様な消防水利を確保すること。
- (15) 消防ヘリコプターの兵庫県との共同運航については、災害対応能力の更なる充実、強化を図ること。
- (16) 地域の防災拠点となる消防署所の整備、更新を計画的に行うこと。また、ポストコロナを見据えて施設の感染防止対策を図り、消防力の強化に努めること。
- (17) 最新のICT技術を有効的に活用し、業務効率化をはじめとした働き方改革の推進、防災情報の即時共有・発信などに積極的に取り組み、消防局の機能を最大限に発揮させること。

重点項目

- (18) ドローンの活用については、夜間運用も含め職員の研修、訓練を実施し、引き続き現場で効果的に活用すること。

水道局

重点項目

- (1) 人口減少や節水機器の普及に伴う給水収益の減少や、物価高による工事費や動力費の増大など、今後も厳しい経営環境が見込まれるが、現行水道料金水準を維持するため、DXの積極的な活用により市民サービスを低下させることなく業務の効率化を進めるとともに、投資の最適化や民間活力の導入など一層の経費削減に努めること。
- (2) 安全でおいしい水を供給するため、今後とも原水の保全に積極的に取り組むとともに、水質管理体制を強化すること。
- (3) 安全でおいしい水道水の供給を確保するため、より積極的に受水槽の適正な管理についての啓発を推進すること。直結給水については、特に学校への推進を教育委員会事務局とも連携して積極的に行うこと。(健康局、教育委員会事務局関連)
- (4) 千苅貯水池における水質保全については、県、関係市、地元住民と協力し、積極的に取り組むこと。また、包括連携協定に基づく企業との協働などにより、水源林保全の取り組みを進めること。
- (5) 水回りのトラブルに対するお客様への安心とサービス向上のため、「水道修繕受付センター」の周知と適正な運用に努めること。
- (6) 水管橋をはじめとするあらゆる水道施設については、適正な維持・管理に努めるとともに、ライフサイクルコストを見極めながら出来る限り計画的な更新に努めること。
- (7) センターが5箇所から3箇所に統合されたが、漏水事故等の発生時に、市民への被害を最小限に止めるため、必要な危機管理体制を維持・推進すること。
- (8) 市街地西部と北神地域における災害時のバックアップが早期に図れるよう、送水管施設の整備を進めること。
- (9) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、ならびに土砂災害警戒特別区域（レッドゾーン）に位置する97カ所の水道施設においては、迅速な土砂災害対策に努めること。特に、レッドゾーンへの対策は早急に行うこと。

重点項目

- (10) 広報活動拠点であった「水の科学博物館」の閉館に伴い水道に対する市民の関心を高めるため、あらゆる広報媒体を活用するとともに、子供達が水道事業を学べる機会を確保するなど、より一層の創意工夫に努めること。(教育委員会事務局関連)

交通局

重点項目

- (1) 経営計画 2025 に基づいて、今後も安定的に「市民の足」を確保するため、歳入歳出の現状を踏まえ、更なる経営改善に努めること。特に、自動車事業については、累積資金不足額の縮減に向けて最大限の取り組みを行うこと。
- (2) 自動車事業においては、サービス水準や運転士のマナーの向上に一層努めるとともに、市民・利用者からの要望・苦情等が活用できるような仕組みを構築し、現場に十分生かせるよう図ること。
- (3) バス定時走行確保のため違法駐車対策の民間委託や最新技術の導入を図るなど、警察と充分協議し、更に努力すること。(建設局関連)

重点項目

- (4) 平成 31 年 4 月に起きた市バス重大事故を踏まえ、二度とこのような事故を起こすことのないよう、車外はもちろん車内の事故防止と共に安全対策に万全を期すこと。
- (5) 公共交通事業者として、SDGs の定義を最大限に配慮し環境にやさしい交通手段の導入を積極的に図ること。
- (6) バスにおける車内事故防止対策として、運転手の予見性を高めるための安全教育とマナーの向上に努め、車内事故ゼロを目指すこと。
- (7) バスの普通区と近郊区の料金制度について、各共同運行事業者との協議・調整を行い、格差是正に取り組むとともに新たな料金制度について検討すること。

重点項目

- (8) 高齢化社会の急速な進展等から、今後多様なニーズの増大が予測される市バス路線については、データに基づいた移動需要に応じてバス網を構築すること。
- (9) ICカード乗車券の利用を促進し、乗客の利便性を高めること。また、ICカードによる割引制度の拡充に努めること。
- (10) バス停におけるベンチ・上屋の設置を積極的に進めること。その際、ベンチ設置場所については、利用者に配慮すること。

- (11) 高速鉄道事業については、沿線におけるイベント誘致など乗客増対策に積極的に取り組むこと。加えて、海岸線については、沿線プロジェクトを更に推進すること。
- (12) 地下鉄・バス関連施設の段差解消やエレベーターの設置などバリアフリー化の充実を図ること。また、点字誘導ブロックの JIS 規格化への統一を計画的に図ること。
- (13) 駅及びバスターミナルからのバス停への案内標示については、オープンデータ化をふまえ、市民はもとより観光客・外国人などすべての人にわかりやすい標示に一層努めること。
- (14) 地下鉄・バスでの携帯電話の使用については、一層のマナー向上啓発に努めること。
- (15) 市バス・地下鉄において、心臓、呼吸機能など身体内部に障がいがある方をはじめ、配慮が必要なことを示すヘルプマークの周知、啓発に努めること。(福祉局関連)
- (16) 地下鉄において、ホームからの転落を防止するためホームドアを設置すること。特に乗客の多い西神・山手線については、令和 5 年度中に全駅への整備を行うこと。
- (17) 料金収入や乗車券などの公金等については、より適正に取り扱うこと。
- (18) 乗客の増加と利便性向上に向け、市バス乗り継ぎ割引制度や現在の定期券制度の利便性（普通区・近郊区定期券の広い範囲など）について、認知度向上を図るとともに、新たな施策を展開すること。
- (19) 災害時において利用者の安全をより確保するため、運行情報のあり方を検討すること。
- (20) 子育て世代の支援の取り組みとして、地下鉄沿線の無料化社会実験の継続など幅広く新たな支援策を検討すること。
- (21) 北神急行の市営化に伴い、新設の 62 系統バス路線については現行のバス利用者のニーズを踏まえたバス路線とすること。また、64 系統定期券保有者が 62 系統も使用できるよう検討すること。
- (22) エコファミリー制度はライフスタイルの多様性を鑑み通年化を図ること。

(23) 地下鉄名谷駅のリニューアルに際しては、ユニバーサルデザインの導入とともに当事者の意見を活かしたものにすること。

教育委員会事務局

- (1) SDGsの理念をふまえ、持続可能な社会の実現をめざし、学習・教育活動を進めること。
- (2) インターネットやSNSによる誹謗中傷等の書き込みや有害サイト被害防止への対策を講じるとともに、授業等を通して情報モラル等の指導を児童・生徒に行うこと。

重点項目

- (3) コロナ禍の影響の中、子どものさまざまな心のケア対策のために、人権教育の推進やスクールカウンセラー制度の拡充などを進めること。あわせて、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めること。
- (4) 少人数学級（20～25人学級）、チームティーチング、複数担任制等の多様な学級・学習形態の実現に努めること。

重点項目

- (5) 教職員の多忙化対策について、さらに教員の雑務の軽減を図り、学校の職員全体が一丸となって教育活動に取り組む体制づくりを進めること。特にスクールサポータースタッフの配置拡充など、実効性ある多忙化対策に取り組むこと。

重点項目

- (6) 正規教員の採用抑制が続き教員の欠員が生じていることから、退職者数にみあう正規教員の採用を行うこと。

重点項目

- (7) 臨時的任用教員の確保が困難になる中、採用試験において一次試験の免除措置などを講じることで、臨時的任用教員の確保に努めること。
- (8) 教師の資質向上・指導力向上のための研修制度を充実すること。併せて、臨時講師に対する指導・育成にも取り組むこと。
- (9) 教職員のメンタルヘルスを充実させるとともに、精神疾患の休職者等については、その原因の把握に努め、復職に向け個に応じたサポート体制を構築すること。

- (10) 環境教育については、自然体験や環境学習体験といった体験活動を実施するなど内容に創意工夫し、充実を図ること。(環境局関連)
- (11) 「自然学校」や「トライやるウィーク」などの体験活動を充実させるとともに、各学校で行われている「自然体験」「福祉体験」「勤労体験」「ボランティア体験」など、地域の特色に応じた教育活動を更に充実させること。
- (12) 外国人・学者・文化人・技術者・トップアスリートなど各界の人材による教育の機会を設けて、本物に出会える環境づくりに努めること。
- (13) 小中学校における英語教育については、実践的コミュニケーション能力の育成など更に充実を図り、特に、2020年度から小学校の英語教科化が実施されたところであり、英語専任教員の配置など工夫に努めること。
- (14) 防災・防犯教育については、日常に役立つ訓練となるよう更に努めること。
- (15) 自転車による交通安全意識を向上させるため、交通安全教室を開催すること。
- (16) 特別支援教育におけるノーマライゼーションの推進については、
①支援員を通常の学級に拡充すること。更に、障がい児に対する理解と支援促進のための学習機会並びに指導相談体制を充実し、障がい児に対する医療的バックアップ体制の確立を図ること。
②障がいの重度・重複化に対応し、一人一人の状況に応じた教育的支援を充実させるため、整備充実を図ること。
なお、障がい児雇用については、インターンシップ制度などを充実し、障がい児雇用機会の拡大に努めること。
- (17) 発達に課題のある児童生徒が、学校の判断などに左右されることなく必要な支援を受けられるよう「こうべ学びの支援センター」の相談機能・支援機能の充実を図ること。
- (18) 通級指導に当たる専門性を持った教員の育成とともに、需要に見合う教室と教員の抜本的な配置拡充に努めること。

重点項目

- (19) 学校施設における空調設備及び感染症対策として効果が認められた加湿器を全教室へ整備、老朽校舎の早期建替え及び補修を推進すること。

重点項目

- (20) G I G Aスクール構想の更なる推進、1人1台端末の更なる活用により、児童生徒の学びの充実を図るため、好事例や教材の学校への共有、効果的な活動が進んでいない学校への支援、教員への研修などの取り組みを進めること。
- (21) 1人1台端末を活用し、新型コロナウイルス感染症による臨時休業中にオンライン授業を行うなど、学習の保障に努めること。また、不登校児童生徒などの学習にも活用するなど、誰一人も取り残さない学びの実現に努めること。

重点項目

- (22) 不登校について、青少年育成センターと総合教育センターの相談窓口の一元化も含め、相談・支援体制の再構築を行うこと。
- (23) こども家庭センターにおいて、一時保護されている子ども達の学習支援強化のため、こども家庭局連携し、ICTの活用が進められるよう環境整備に努めること。(こども家庭局関連)(再掲)
- (24) 車イス通学生、障がい児童・生徒のために、エレベーター、障がい児用トイレの設置、段差の解消など施設の充実に取り組むこと。
- (25) 安全で充実した小学校給食を提供するために、給食設備の整備改善を進めるとともに、異物混入防止対策などの衛生管理の強化・徹底を図ること。なお、委託業務に関しては、その運営が適正かつ円滑に行われるよう、指導、監督に努めること。
- (26) 中学校給食については、引き続き安全・安心な給食の提供とともに、温かくておいしい給食の提供など、全員喫食へ魅力向上に努めるとともに、災害時や地域活動等で中学校給食センター施設の有効活用を推進すること。
- (27) 「学校運営協議会」の設置を促進するとともに、保護者と地域住民が、教育内容の検討、校則づくり、施設運営などに参加できる仕組みを検討し、開かれた学校づくりを進めること。
- (28) 小中学校の校区については、保護者や地域住民の意見・要望を積極的に聞き、柔軟な対応を図ること。
- (29) 今後の学校建設については、学校が地域コミュニティの中核拠点として活用できるよう整備すること。

- (30) 学校教育の場において、がん及びがん予防に関して健康教育として更に積極的に取り組むこと。(健康局関連)
- (31) 性や薬物乱用防止の教育については、発達段階に応じ、適切かつ有効な指導を行うこと。(健康局関連)
- (32) 子どもたちの読書環境の充実のために学校司書を拡充するとともに、読書運動の推進を図ること。(こども家庭局関連)
- (33) 日本語支援が必要な外国人児童生徒に対する支援について、より一層の取り組みの強化を図ること。
- (34) 通園・通学時の安全対策については、企画調整局、建設局、警察等と連携し、対策箇所の改善に努めること。また、スクールガードの強化をはじめ、地域住民、区役所、警察署等との連携を密にして被害防止に全力を挙げること。(企画調整局、建設局関連)
- (35) 学校施設開放(神戸総合型地域スポーツクラブ、市民図書室等)の更なる充実を図ること。(文化スポーツ局関連)
- (36) 学校内のAEDについては学校開放時等に使用できるような場所に設置すること。
- (37) 学校指定用品の購入の際の、費用負担軽減に努めること。
- (38) 24時間の教育相談については、現在の電話による相談に加え、潜在的な相談ニーズを一層相談に結び付けるため、LINE等による相談体制の拡充を図ること。
- (39) 全小学校にバリアフリー対応の冷水機を計画的に設置すること。
- (40) 小学校におけるフッ化物洗口について神戸市歯科医師会とも十分連携しながら実施に努めること。(健康局関連)(再掲)

重点項目

- (41) こども・若者ケアラーの実態をよく把握したうえで、児童・障がい・高齢者等の福祉関係機関や学校現場と連携し、ヘルパー派遣など適切な支援を行うこと。(福祉局・こども家庭局関連)(再掲)

- (42) 中学校部活動における休日の地域移行については、学校・地域・保護者の理解と協力を得つつ、高い専門性や多様な選択肢など、生徒にとって望ましい部活動となるよう検討すること。
- (43) 中高一貫教育の実現に向けて、早急に検討を進めること。

